

特例子会社等の設立を支援します！

特例子会社等設立支援事業費補助金のご案内

雇用・就業は、障害者の自立・社会参加のための重要な柱であり、障害者が能力を最大限発揮し、適性に応じて働くことのできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

この法定雇用率は、令和3年3月に2.2%から2.3%になりました。

県では、障害者雇用の促進と安定を図るため、これから特例子会社を設立する事業主又は事業協同組合等(特定組合等)に対して、設立に要する経費の補助を行っています。

● 概要

	特例子会社の設立	特定組合等の設立
条件	次のいずれの要件も満たす県内に特例子会社を設立する親事業主 <ul style="list-style-type: none"> ・県内に事業所があること ・障害者雇用率の算定対象労働者が43.5人以上であること ・特例子会社の親事業主の認定を受けること 	次のいずれの要件も満たす特定事業主と雇用促進事業を実施する事業協同組合等 <ul style="list-style-type: none"> ・県内に主たる事務所があること ・特定組合等の認定を受けること
補助額	対象経費の1/3 (千円未満切り捨て) 次のいずれかに該当する場合は1/2(千円未満切り捨て) <ul style="list-style-type: none"> ・複数の重度障害者を雇用した親事業主 ・中小企業である親事業主 	対象経費の1/2 (千円未満切り捨て)
限度額	300万円	
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・設立プラン策定に要する経費 ・株式会社等の設立に要する経費 ・官公署への手続き等に係る行政書士等に対する報酬 ・設立に伴う準備室等に係る経費 ・その他、知事が特に必要と認める経費 	

「特例子会社」とは

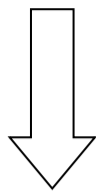
事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして実雇用率を算定できる制度。

「特定組合等」とは

組合員である中小企業と障害者の雇用の促進及び安定に関する事業(雇用促進事業)に取り組む事業協同組合等が一定の要件を満たす場合には、当該中小企業と合算して障害者の実雇用率を算定できる制度。

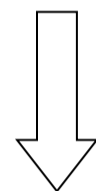
● 申請手続きの流れ

① 設立計画書の提出



補助を受けようとする事業を開始する前までに所定の様式により、提出してください。

② 特例子会社・特定組合等の認定



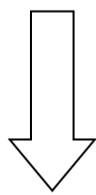
設立計画に基づき、公共職業安定所で特例子会社等の認定手続きを行ってください。

③ 補助金交付申請書・実績報告書の提出



特例子会社等の認定日が属する年度内に所定の様式により、提出してください。

④ 交付決定・補助金額の確定



申請書及び実績報告書を審査し、適正であると認められたときに、交付決定及び額の確定をします。

⑤ 補助金支給

こんなメリットがあります！

『障害者の能力を十分に引き出せる』

障害の特性に配慮した仕事の確保・職場環境の整備が容易となり、これにより障害者の能力を十分に引き出すことができる。

『生産性の向上』

職場定着率が高まり、生産性の向上が期待できる。

『コストの圧縮』

障害者の受け入れに必要な設備投資の集中化ができる。

『弾力的な雇用管理』

親会社と異なる労働条件の設定が可能となり、弾力的な雇用管理が可能となる。

『社会的評価の向上』

障害者雇用に積極的に取り組む企業として社会的評価の向上が期待できる。

● 申請窓口・お問合せ

**MAKE
TOYAMA
STYLE**

BEYOND CORONA, WITH US

富山県

商工労働部 労働政策課 雇用推進班

電話：076-444-8897 FAX：076-444-4405

交付の要綱・申請様式や申請方法などの詳細はホームページをご覧ください

富山県 特例子会社 補助金

検索



<https://www.pref.toyama.jp/1303/sangyou/roudou/shougaihakoyou/tokureikogaishahojokin.html>